

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う農業共済掛金等の
払込期限等延長について

宮城県農業共済組合

新型コロナウイルス感染拡大の影響により農業共済掛金等の支払いが困難である旨を申し出された方を対象に、共済掛金等払込期限等を延長させていただきます。延長をご希望される方はお近くのNOSA I へご連絡下さい。

記

1 共済掛金等払込期限等の延長の内容

申出期限までに延長の申し出をされた方を対象に、払込期限を延長します。
事業ごとの延長期限については、次のとおりです。

事業名等		延長後の払込期限	申出期限	備考
収穫共済	水稲	8月16日	7月31日	
	大豆	9月30日	7月20日	
	ばれいしょ	7月20日	4月30日	
	そば	8月31日	7月20日	
	果樹（減収総合一般方式）	9月30日	6月1日	りんご、なし
	果樹（樹体共済）	9月30日	6月30日	りんご、なし
資産共済	家畜	9月30日	払込期限 ※猶予期間のあるものは猶予期間の満了まで	
	園芸施設			
	建物			
	農機具			